

万引きの再犯防止には、  
●早めの発見 ●適切な対応  
をすることが大切です。

少年相談のご案内

「どうしよう…」、「おかしい、子供の様子が変わる。」こんな時は

～ひとりで 悩まず まず相談～

警視庁少年育成課では、子供の非行、いじめなどの問題でお悩みの方のために心理専門職員などが『秘密厳守・無料』で電話による少年相談を行なっています。ヤング・テレホン・コーナー、または、都内8か所にあるお近くの少年センターで早めの相談をお勧めします。

また、各警察署の少年係においても相談を受け付けています。

ヤング・テレホン・コーナー

サーイイハナシ ヨクナレ  
☎ 03-3580-4970

平日 8:30～20:00

土日祝 8:30～17:00 (年末年始を除く)

大 森少年センター	☎03(3763)0012	台 東少年センター	☎03(3828)1044
世田谷少年センター	☎03(3419)0019	江戸川少年センター	☎03(3651)8567
新 宿少年センター	☎03(3372)8335	立 川少年センター	☎042(522)6938
巣 鴨少年センター	☎03(3918)9214	八王子少年センター	☎042(642)1677

警視庁ホームページ <http://www.keishicho.metro.tokyo.jp>

100

五割以上が現金で100円未満を使用しています



# 万引きは犯罪

「万引き」は、刑法第235条の窃盗に該当し

10年以下の懲役又は  
50万円以下の罰金



街とともに。人とともに。  
FOR MORE COMMUNICATION  
けいしちょう

万引きをしない させない 見逃さない

# 万引きは、 見つからなくても 見つかって代金を払っても 犯罪です。



こんな子供の態度に注意を……。



こんな親の態度も問題です……。



# 「万引きをしない させない 見逃さない」 ために

## ■保護者の方へのお願い■

- ◆ 日頃から善悪のけじめをしつける。
- ◆ 親子の対話を大切にする。
- ◆ 子供の持ち物に気を配る。
- ◆ 登下校中の行動や友達づきあい、小遣いの使いみち等に関心を持つ。
- ◆ 万引きを知った時は、毅然とした態度をとる。

## ■販売店の方へのお願い■

- ◆ 来店者に「いらっしゃいませ、何かお探しですか」等と声かけをする。
- ◆ 商品の陳列場所や方法に配慮する。
- ◆ 防犯カメラを設置する等の監視体制に配慮する。
- ◆ 店や店の前を非行化等の温床となる溜まり場にさせない。
- ◆ 店内で不審な行動をする少年には、必ず「ひと声」かける。